

山梨県介護職員初任者研修受講費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 山梨県福祉人材センターのマッチングを通じて、県内の介護事業所に介護職員として就労し、働きながら介護職員初任者研修を受講し修了した者に対し受講費用を助成し、介護職員の確保と定着を促進する。

(対象となる研修)

第2条 助成の対象となる研修は、山梨県が指定した法人等が開催する介護職員初任者研修課程とする。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 山梨県社会福祉協議会（山梨県福祉人材センター）（以下「本会」という。）に求職登録し、本会の紹介状を以って県内の介護事業所に就労した、介護職員初任者研修未修了者。
ただし、平成28年4月1日以降に就労決定した者。
- (2) 研修修了時に、介護職員として従事している者。
- (3) 令和7年2月末までに研修を修了する予定の者。
- (4) 有料の研修受講者。
- (5) 本助成事業以外の研修助成金を受けていない者。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象者が受講した受講費、教材費として研修に支払った費用とし、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、「山梨県介護職員初任者研修受講費助成事業助成金交付申請書（様式1）」に次の書類を添えて、研修修了後2週間以内に、本会に提出しなければならない。

- (1) 受講費領収書の写し
- (2) 修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- (3) 指定業務従事証明書（様式2）

(助成金の交付決定及び交付)

第6条

- 1 本会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、「山梨県介護職員初任者研修受講費助成事業助成金交付決定(却下)通知書(様式3)」により申請者に通知する。
- 2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、「請求書(様式4)」を本会に提出する。
- 3 請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 本会は、申請者が不正の手段により助成金を受けたと認められるときは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、平成29年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、平成30年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、令和元年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、令和2年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、令和3年4月1日より適用する。

この要綱の一部を改正し、令和5年4月1日より適用する。